

令和 7 年度

第 5 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和7年8月7日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和7年度第5回千葉市農業委員会総会を千葉市役所高層棟2階XL会議室201・202に招集した。

| | | |
|-------|-----------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 9件 |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 5件 |
| 議案第3号 | 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について | 12件 |
| 議案第4号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について | 1件 |
| | | |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について | 7件 |
| 報告第2号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について | 9件 |
| 報告第3号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | 36件 |
| 報告第4号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について | 6件 |
| 報告第5号 | 千葉県農業会議への諮問へ係る答申について（第5条） | 1件 |
| 報告第6号 | 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 10件 |
| 報告第7号 | 農地法第5条の規定による許可について（千葉県知事許可） | 1件 |
| 報告第8号 | 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について | 3件 |

＜出席委員＞（12名）

| | |
|------------|-----------|
| 2番 石井 一也 | 5番 芳澤 和哉 |
| 7番 横山 清亮 | 8番 榎本 泉 |
| 9番 佐々木 貴史 | 10番 秋葉 重雄 |
| 11番 大塚 秀行 | 12番 脇田 章子 |
| 13番 清宮 恵理子 | 14番 小林 直樹 |
| 15番 市原 律子 | 16番 高橋 芳和 |

＜欠席委員＞（5名）

| | |
|-----------|----------|
| 1番 秋庭 重樹 | 3番 小川 友安 |
| 4番 長谷部 衡平 | 6番 小島 英男 |
| 17番 齊藤 憲次 | |

＜事務局説明員＞

| | |
|--------------|---------------|
| 事務局長 渡部 義憲 | 次長 森田 悟 |
| 次長補佐 有富 裕和 | 農地活用班長 小野澤 淑子 |
| 農地保全班長 黒川 聖治 | 農地審査班長 森末 豪 |
| 農地指導班長 田中 正直 | |

| | |
|-----------------------|---|
| | 開 会 (午後 1 時 00 分) |
| 議長 (清宮職代) | <p>ただいまより、令和 7 年度第 5 回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17 人中 12 人で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第 1 「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p>議席番号 7 番 横山 清亮 委員 議席番号 8 番 橋本 泉 委員</p> <p>のご両名にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第 1 班班長、説明をお願いします。</p> |
| 事前審査第 1 班 (小林班長) | <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の 1 ページをご覧ください。</p> <p>第 1 項です。</p> <p>お手元の資料 1 ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります花見川区内山町に在住の方が、義務者であります、同区長作町に在住の方が所有する同区内山町の農地を経営規模拡大のため所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ネギを予定しております。</p> <p>次に第 2 項です。</p> <p>お手元の資料 2 ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります花見川区横戸町に在住の方が、義務者であります、千葉県八千代市に在住の方が所有する花見川区横戸町の農地を、営農の効率化のため、交換による所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p> <p>議案書の 2 ページをご覧ください。</p> <p>次に第 3 項です。</p> <p>お手元の資料 3 ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります千葉県八千代市に在住の方が、義務者であります、花見川区横戸町に在住の方が所有する同区同町の農地を、営農の効率化のため、交換による所有権の移転をするものです。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| 事前審査第1班 (小林班長) | <p>申請地の取得後の作目は、キャベツ、ソラマメを予定しております。 次に第4項です。</p> <p>お手元の資料4ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります花見川区長作町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>次に第5項です。</p> <p>お手元の資料5ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区下田町に本店の所在する農地所有適格法人が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ラッカセイを予定しております。</p> <p>次に第6項です。</p> <p>お手元の資料6ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区高田町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、親からの農地権利承継のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻、ニンジンを予定しております。</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>次の第7項から第9項までは関連案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料7ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります稻毛区長沼町に在住の方が、義務者であります、緑区平川町に在住の方他2名が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、解除条件付賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、サツマイモ、ニンジンなどを予定しております。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。 事前審査の内容について、補足でご説明いただく事項はありましたでしょうか。</p> |
| 議長 (清宮職代) | |

| | |
|---------------------|--|
| 事前審査第1班 (小林班長) | 事前審査会では、7項から9項の案件について、申請者はどこで耕作しているかとの質問があり、現在も平川町で耕作をされていると回答がありました。 また、耕作面積が一気に増えるが大丈夫かとの質問がありまして、農業委員から指導を受けながら耕作を行っていく予定ということと、解除条件付き賃借権を設定することになっているという回答がありました。 |
| 議長 (清宮職代) | ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいいたします。 |
| 橋本委員 | 4項について、農地中間事業管理事業でなく農地法第3条になつたいきさつをお聞きしたいです。 |
| 事務局 | 農地中間管理事業をご案内しましたが、本人が今回は3条でというお話をでした。 |
| 橋本委員 | 担当は窓口に来られた方に対して農地中間管理事業を勧める必要があると思うがその辺の状況はどうですか。 |
| 事務局 | 農地の賃借の相談のあったときは両方の制度のご案内をしています。強制はできないのでご本人が選択する形になっています。 |
| 橋本委員 | 農地中間管理事業については土地改良区の中でことあるごとに話をしています。強制的には出来ませんが3条で自動更新にならないようによろしくお願ひします。 続きまして、7項から9項について、新規就農に近い方かと思いますが、解除条件付き賃借権の内容を確認したいです。 |
| 事務局 | 「適正に耕作をされていなければ、契約を解除する」と条項が書かれたものとなっています。 |
| 橋本委員 | その契約書は確認していますか。 |
| 事務局 | 申請書に添付されており、確認しています。 |
| 橋本委員 | なるべく農地中間管理事業を選択してもらうよう農業委員会だけではなく、農政センター等でもフォローアップしていただきたい。 |

| | |
|-------------------|--|
| 議長 (清宮職代) | 質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。 |
| 議場 | ——— 挙手 ——— |
| 議長 (清宮職代) | 賛成全員でございますので、議案第1号について許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。 |
| 事前審査第1班 (小林班長) | ご説明いたします。 第1項につきましては、現地調査を実施いたしました。 議案書の6ページをご覧ください。 はじめに第1項です。 お手元の資料8ページから11ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、申請地を蓄電設備の設置用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉市立若松小学校から北東に約1.3キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響等を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に第2項です。 お手元の資料12ページをご参照ください。 資料は位置図を添付しております。 本案件は、申請地を資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、京成大森台駅から南東に約1.2キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 |

| | |
|-------------------|---|
| 事前審査第1班 (小林班長) | <p>被害防除対策については、ブロックを設置し、周囲への影響等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>次に第3項です。</p> <p>お手元の資料13ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を専用住宅用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、JR都賀駅の南西に約900メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と医院があることから第3種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、周囲への影響等を防止します。</p> <p>排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>次に第4項です。</p> <p>お手元の資料14ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を長屋住宅用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、モノレール千城台北駅の南西に約700メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロック、フェンスを設置し、周囲への影響等を防止します。</p> <p>排水については、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は貯留浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>次に第5項です。</p> <p>お手元の資料15ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を車両置場用地とするため、使用貸借権の設定をするものです。</p> |
|-------------------|---|

| | |
|-------------------|--|
| 事前審査第1班 (小林班長) | <p>申請土地は、大宮インターチェンジから北西に約1.1キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 (清宮職代) | <p>ありがとうございました。</p> <p>事前審査の内容について、補足でご説明いただく事項はありましたでしょうか。</p> |
| 事前審査第1班 (小林班長) | <p>第1項について、現地調査を実施の際に聞き取った内容が報告されました。</p> <p>現地は荒れていましたが灌木は無く道路付きが良いということ、隣接農地は同じ地権者なので影響がないと考えられること、農地にあるくぼみは碎石を敷くので問題無いこと、広がりのある農地なので転用されるのは残念ということが報告されました。</p> <p>また、蓄電池は日中の電気の余剰分を電力会社が購入して朝夕の電力需要の多い時間帯に販売する事業を行うということでした。周囲の電力の不足を招かないか確認したところ、余剰分を購入するもので、不足を招くものでないとの回答があったと報告がありました。</p> |
| 議長 (清宮職代) | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、举手をもってお願ひします。</p> |
| 橋本委員 | 3項の場所は市街化区域の中ではないのでしょうか。これだけ家屋があつて全部が調整区域なのか教えてください。 |
| 事務局 | ほとんどは市街化区域なのですが、申請地の周りは一部市街化調整区域です。駅から1km圏内に入っているので、開発が進んでいるといいます。 |
| 橋本委員 | 今後は資料に市街化区域の部分をわかるように表示してもらいたいです。 |

| | |
|--------------|---|
| 横山委員 | 蓄電設備についての採算制、安全性また、今後このような関連案件が増加する可能性があるのか教えてください。 |
| 事務局 | <p>採算性については申請書のシミュレーションでは3年ほどで元が取れることになっておりました。今後このような事業が増えるのかということについてはこの事業が始まったばかりで、今後の広がりはまだ断定できないとのことでした。</p> <p>安全性について、他法令の規制がない状況で、4月から蓄電池について、第1種特定工作物と指定がなされて、都市計画法の開発許可が必要になりました。ただし、発電事業者が設置をする場合は適応除外になるため、宅地課に確認したところ、本件は許可の対象にはならないと確認しました。</p> |
| 横山委員 | 火災の恐れや周辺に燃え広がる等の恐れがあるので、注視しないといけない案件だと思います。 |
| 清宮委員 | 余剰を買うというのは電力会社から買うのですか。 |
| 事務局 | おっしゃる通り電力会社から購入します。 |
| 清宮委員 | この会社は蓄電池の設置が2件目だと思いますが、前例がないので農業委員会が許可したとなってしまうことに心配があります。審査するには安全性について知っていないと許可していいのかどうかの判断が難しいので、今後このような案件には勉強会や資料を添えてもらいたいです。 |
| 議長 (清宮職代) | <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| 議場 | ―― 挙手 ―― |
| 議長 (清宮職代) | 賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。 |
| | 次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程いたしますが、第2項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。 |

| | |
|-------------------|---|
| 議長 (清宮職代) | それでは、第2項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。 |
| 議場 | ―― 高橋委員退室 ―― |
| 議長 (清宮職代) | それでは初めに、第2項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。 |
| 事前審査第1班 (小林班長) | <p>ご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案についての意見を求められたものです。</p> <p>意見聴取後、県から権限移譲を受けた市が農用地利用集積等促進計画を認可し、貸借が成立します。</p> <p>若葉区中野町在住の農家の方が、同区同町在住の方が所有する同区同町の畠5筆、合計面積5, 125m²に使用貸借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はコマツナ、ホウレンソウです。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 (清宮職代) | <p>ありがとうございました。</p> <p>事前審査の内容について、補足でご説明いただく事項はありましたでしょうか。</p> |
| 事前審査第1班 (小林班長) | 事前審査では、意見等ございませんでした。 |
| 議長 (清宮職代) | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願ひします。</p> |
| 議場 | <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明について、意見なしとすることに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>―― 挙 手 ――</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 議長 (清宮職代) | 賛成全員でございますので、第2項については、「意見なし」と決定いたします。 |
| | それでは、関係委員にご入室いただきます。 |
| 議場 | ―― 高橋委員入室 ―― |
| 議長 (清宮職代) | 続いて、第11項の審議に移ります、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。 |
| 議場 | ―― 大塚委員退室 ―― |
| 議長 (清宮職代) | それでは第11項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。 |
| 事前審査第1班 (小林班長) | 議案書の14ページをご覧ください。 第11項は、緑区東山科町在住の農家の方が、同区大金沢町在住の方が所有する若葉区野呂町の畠1筆、面積3,768m ² に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目はサツマイモ、ニンジンです。 事前審査第1班といったとしても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。 説明は以上でございます。 |
| 議長 (清宮職代) | ありがとうございました。 事前審査の内容について、補足でご説明いただく事項はありましたでしょうか。 |
| 事前審査第1班 (小林班長) | 事前審査では、意見等ございませんでした。 |
| 議長 (清宮職代) | ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。 質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明について、意見なしとすることに賛成の方 |

| | |
|---------------------|---|
| 議長 (清宮職代) | は、挙手願います。 |
| 議場 | ―― 挙 手 ―― |
| 議長 (清宮職代) | 賛成全員でございますので、第11項については、「意見なし」と決定いたします。 |
| 議長 (清宮職代) | それでは、関係委員にご入室いただきます。 |
| 議場 | ―― 大塚委員入室 ―― |
| 議長 (清宮職代) | それでは次に、第1項、第3項から第10項及び第12項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。 |
| 事前審査第1班 (小林班長) | <p>ご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、花見川区さつきが丘在住の農家の方が、花見川区犢橋町在住の方が所有する同区同町の畠3筆、合計面積4, 318 m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目はキャベツ、ピーマン、ジャガイモ、ダイズです。</p> <p>次に10ページをご覧ください。</p> <p>第3項は、花見川区長作町在住の農家の方が、東京都杉並区在住の方が所有する若葉区佐和町の畠1筆、面積2, 677 m²に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目はソバ、ミニトマトです。</p> <p>第4項は、緑区大木戸町在住の農家の方が、緑区大椎町在住の方が所有する同区板倉町及び大椎町の畠5筆、合計面積4, 019 m²に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はニンジンです。</p> <p>次に11ページをご覧ください。</p> <p>第5項から第6項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区土気町在住の農家の方が、同区あすみが丘在住の方、他1名が所有する同区土気町の畠7筆、合計面積7, 156 m²に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はネギ、ラッカセイです。</p> <p>次に12ページをご覧ください。</p> <p>第7項から13ページの第9項は、権利者が同一のため一括して説明し</p> |

| | |
|---------------------|--|
| 事前審査第1班 (小林班長) | <p>ます。</p> <p>千葉県富里市に所在のある農地所有適格法人が、千葉県習志野市在住の方、他2名が所有する緑区高田町及び平山町の畠8筆、合計面積13,387m²に賃借権を新たに設定及び再設定するもので、設定期間は5年及び10年、権利者の作付品目はコマツナです。</p> <p>第10項は、花見川区柏井町在住の農家の方が、同区千種町在住の方が所有する花見川区三角町の畠1筆、面積1,580m²に使用賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はカボチャです。</p> <p>次に14ページをご覧ください。</p> <p>第12項は、緑区あすみが丘在住の農家の方が、同区板倉町在住の方が所有する同区同町の畠1筆、面積991m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はキャベツ、ブロッコリー、ジャガイモです。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 (清宮職代) | <p>ありがとうございました。</p> <p>事前審査の内容について、補足でご説明いただく事項はありましたでしょうか。</p> |
| 事前審査第1班 (小林班長) | 事前審査では、意見等ございませんでした。 |
| 議長 (清宮職代) | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p> |
| 清宮委員 | 第3項について、権利者の方は報告第4号でかなりの面積を合意解約しているのですが、これは議案第3号の経営面積に含まれているのでしょうか。 |
| 事務局 | 含まれています。 |
| 議長 (清宮職代) | <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明について、意見なしとすることに賛成の方</p> |

| | |
|-------------------|--|
| 議長 (清宮職代) | は、挙手願います。 |
| 議場 | ―― 挙 手 ―― |
| 議長 (清宮職代) | 賛成全員でございますので、第1項、第3項から第10項及び第12項についても「意見なし」と決定いたします。 |
| | 次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を上程いたします。 |
| | 事前審査第1班班長、ご説明願います。 |
| 事前審査第1班 (小林班長) | ご説明いたします。 議案書の16ページをご覧ください。 |
| 事前審査第1班 (小林班長) | 被相続人が所有し、耕作していた若葉区桜木7丁目の畠1筆、13,665平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようというものです。 相続人である同区同町在住の妻が、被相続人から、引き続き耕作を行っていることを、竹下推進委員と事務局職員にて7月29日に現地調査を実施し、確認しております。 |
| | 事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。 |
| | 説明は、以上でございます。 |
| 議長 (清宮職代) | ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいいたします。 |
| 橋本委員 | なんの作目をつくっているのかわかったら教えていただきたいです。 |
| 事務局 | ナシがメインで、キウイフルーツやクリが実際に耕作されていると聞いております。 |
| 橋本委員 | 果樹園は畠として良いが、当初作る予定のものと違うのであれば確認も必要だと思う。保全して農地として続けられるように、原点に返って厳しくやっても良いのではないかと思います。 新規及び継続の時にしっかりと耕作されているか、当初の指示通り継続さ |

| | |
|--------------|--|
| 事務局 | れているか確認するようにします。 |
| 議長 (清宮職代) | 質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。 |
| 議場 | ―― 挙手 ―― |
| 議長 (清宮職代) | 賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第8号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。 |
| 事務局 | 報告案件について、ご説明いたします。 議案書の17ページをご覧ください。報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、18ページまでに7件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の19ページをご覧ください。報告第2号 「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、20ページまでに9件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の21ページをご覧ください。報告第3号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の26ページまでに36件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の27ページをご覧ください。報告第4号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に |

| | |
|--------------|--|
| 事務局 | <p>通知するもので、43ページまでに6件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。</p> <p>議案書の28ページをご覧ください。報告第5号</p> <p>「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、3件ございました。</p> <p>内容につきましては、7月の総会で審議されたもので、7月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>議案書の29ページをご覧ください。報告第6号</p> <p>「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、44ページまでに10件ございました。</p> <p>申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があつたもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の30ページをご覧ください。報告第7号</p> <p>「農地法第5条の規定による許可について（千葉県知事許可）」は、合計転用面積が20,000m²を超えることから、許可権者が千葉県知事であるもので、当委員会および千葉県農業会議からの「許可相当」との意見を付し、申請書を千葉県知事に送付したもので、31ページまでに1件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>千葉県農地農村振興課より、全項、許可指令書の交付を行ったとの連絡がございました。</p> <p>議案書の31ページをご覧ください。報告第8号</p> <p>「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」は、許可処分を受けた当事者が当該許可処分の取消を受けようとするもので、44ページまでに1件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。</p> <p>報告案件につきましては、以上でございます。</p> |
| 議長 (清宮職代) | ただいまの報告第1号から第8号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。 |
| 石井委員 | 議案第3号でまた新しく農地を借りているが、報告第4号について、合意解約となった理由は何でしょうか。 |

| | |
|--------------|---|
| 事務局 | 他の方が合意解約後に貸借するためです。 |
| 橋本委員 | 作り手の問題について、3条申請では地域調和要件があります。借りたら隣接農地の人何をつくるのか等のあいさつが必要だと思います。地域調和要件を十分配慮するよう許可書を出すときには口頭または文書で伝えて欲しいです。 |
| 議長 (清宮職代) | <p>質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第5回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>閉　　会　　(午後2時5分)</p> |